

# 守山市高齢者福祉サービス

## 【お問い合わせ先】

守山市役所（本庁）

長 寿 政 策 課            584-5474

介 護 保 険 課            582-1127

地域包括支援センター      581-0330

令和5年9月現在

# 目次

- 紙おむつ費用助成券 . . . 1
- 配食サービス . . . 2
- 高齢者住宅小規模改造助成 . . . 3
- お話し相手ボランティア派遣事業 . . . 4
- 緊急通報システム . . . 5～6

## 【行方不明になる可能性のある方へ】

- GPS機器購入費等補助 . . . 7
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業のお知らせ
- 行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事前登録
- アイロン名札はお持ちですか？

## 紙おむつ費用助成券

事業概要	在宅で要介護認定者を介護されている家族を支援するために、紙おむつの購入に要する費用の一部を助成します。
助成内容	月額 4,000 円（2,000 円×2 枚）の助成券の交付
対象者	<p>次の要件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方</li> <li><input type="checkbox"/> 要介護度が 3・4・5 の要介護認定者で常時紙おむつ・紙パンツを使用している方</li> <li><input type="checkbox"/> 在宅で生活されている方</li> </ul> <p>※入院・入所中の方は対象になりません。ただし、グループホーム、有料老人ホームに入居されている方は対象となります。</p>
対象商品	<p>必須用品：紙おむつ、紙パンツ</p> <p>補助用品：尿取りパッド、おしりふき、使い捨て防水シート、使い捨て手袋</p>
申請方法	<p>① 申 請：申請用紙は長寿政策課窓口で配布し、守山市のホームページ内に掲載しています。</p> <p>② 受 付：申請用紙に必要事項を記入し、長寿政策課の窓口へ提出してください。</p> <p>③ その場でおむつ券を交付します。</p>
代行申請	① 民生委員・児童委員      ② ケアマネジャー
その他	<p>① 対象要件に該当しなくなった場合、おむつ券を返却してください。</p> <p>② おむつ券交付後に 1 か月以上の入院・入所をされる場合は、一旦、おむつ券を返却してください。</p> <p>③ おむつ券返却後、再度、対象要件に該当することになった場合は、窓口で残りのおむつ券の再交付を受けられます。</p> <p>④ <u>紛失・破損した場合の再交付はできません。</u></p>
問合せ先	長寿政策課（584-5474）

## 配 食 サ ー ビ ス

事業概要	一人暮らしの高齢者等に昼食、夕食またはその両方を宅配することにより、栄養が偏りがちな食生活を改善し、訪問時に安否の確認を行います。
対象者	次の要件をすべて満たす方 <input type="checkbox"/> 市内に住所を有する 65 歳以上の方 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯の方 <input type="checkbox"/> ひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯の方 <input type="checkbox"/> 食生活の改善および安否確認が必要な方
自己負担	配食にかかる実費（材料費、調理費等）分 普通食：350 円・390 円/食 配慮食：480 円・510 円/食
利用回数	昼食および夕食 各 1 回～5 回/週（月～金）
申請方法	① ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談してください。ケアマネジャー等が、長寿政策課に申請手続きを行います。 ② 利用決定後、配食サービスの業者が説明に伺います。
その他	① 配食サービス業者（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月） 以下から利用する 1 者を選んでください。 ・宅配クック 1 2 3 草津守山店 ・配食のふれ愛近江守山店 ② お弁当の種類 主食はご飯（業者によりやわらかさの対応可）、おかゆが選べます。副食は普通食（きざみ食対応可）、配慮食（カロリー、塩分、たんぱくの調整食やムース食等）から選べます。 ③ その他 ・配食業者がお弁当をご自宅にお持ちします。 ・キャンセルは前日 18 時までに連絡をしてください。
問合せ先	長寿政策課（584-5474）

## 高齢者住宅小規模改造助成

事業概要	要介護高齢者が、住み慣れた家で過ごすため、段差解消や手すりの取り付け、トイレの洋式化等の小規模な改造に対し、予算の範囲で費用の一部を助成します。
補助額	補助額 対象工事費（上限 50 万円）の※1/2 ※補助額の限度額は 25 万円となります。
対象者	次の要件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市内に住む 65 歳以上の高齢者</li> <li><input type="checkbox"/> 『障害老人の日常生活自立度』による基準で準寝たきり以上の高齢者</li> <li><input type="checkbox"/> 本人、配偶者および扶養義務者の前年（1 月から 6 月までは前々年）の課税所得額が基準を超えない方</li> <li><input type="checkbox"/> 市税等の滞納がない方</li> </ul>
申請方法	①ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談してください。 ②介護保険課の職員が訪問します。 ケアマネジャーまたは地域包括支援センターを通じて介護保険課に申請していただきます。 ③工事完了後、実績報告・請求書を提出していただきます。
代行申請	ケアマネジャー・地域包括支援センター
その他	① <u>工事着工前に申請が必要です。</u> ②着工後の申請は、補助金の交付は受けられません。
問合せ先	介護保険課（582-1127）

## お話し相手ボランティア派遣事業

事業概要	悩みを打ち明け、孤独感や不安を解消し、心豊かな生活を送っていただくため、高齢者のお話し相手をするボランティアを派遣しています。
対象者	話し相手を希望する市内に住む 65 歳以上の高齢者
利用回数	おおむね 1 回／週 午前 9 時～午後 5 時の間で 1 時間程度
申請方法	市ボランティアセンター（社会福祉協議会内）に相談してください。申請書は市ボランティアセンターにあります。
代行申請	①民生委員・児童委員 ②ケアマネジャー、地域包括支援センター
その他	派遣希望日等ボランティアと調整の上、派遣を決定しています。
問合せ先	守山市社会福祉協議会（583-2923）



# 緊急通報システム

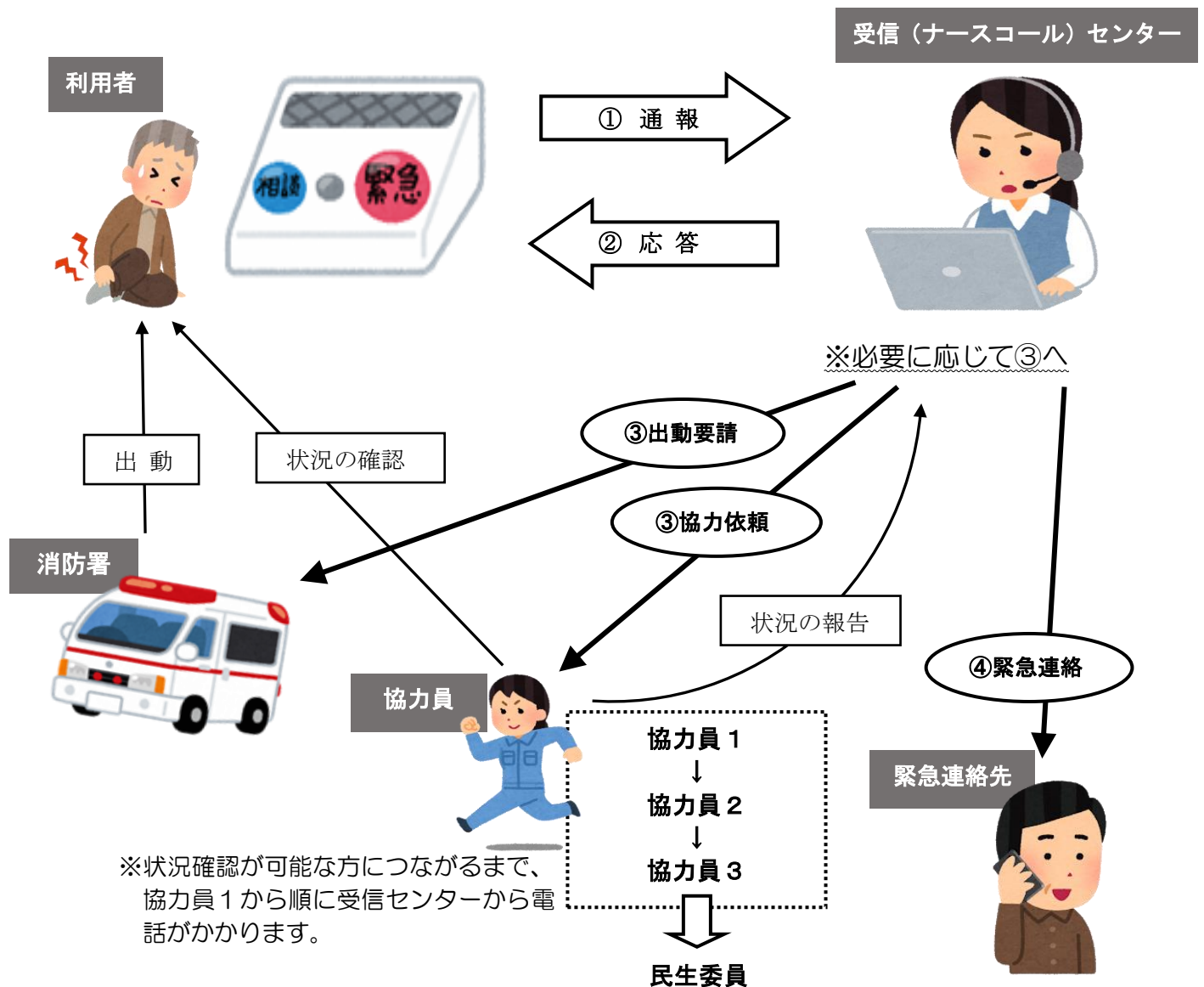
<p>事業概要</p>	<p>市内の高齢者等宅に、ボタン一つで医師・看護師等が常駐する受信センターにつながる緊急通報装置を設置し「もしもの時」に備えます。</p>									
<p>対象者の要件</p>	<p>市内に住所を有する市民税非課税世帯の65歳以上の虚弱な高齢者で、次のいずれかに該当する方</p> <p>① ひとり暮らし、もしくは高齢者のみの世帯</p> <p>② 世帯員の就労等により、日中または夜間において、①と同様の状況にある方</p>									
<p>自己負担</p>	<p>自己負担はありません。</p> <p>対象者要件に該当しない方で設置を希望される場合は、下記の実費負担でご利用いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="523 913 1310 1128"> <thead> <tr> <th>【実費負担】</th> <th>市民税課税世帯</th> <th>市民税非課税世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虚弱でない高齢者</td> <td>1,210 円/月</td> <td>500 円/月</td> </tr> <tr> <td>虚弱な高齢者</td> <td>500 円/月</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	【実費負担】	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	虚弱でない高齢者	1,210 円/月	500 円/月	虚弱な高齢者	500 円/月	—
【実費負担】	市民税課税世帯	市民税非課税世帯								
虚弱でない高齢者	1,210 円/月	500 円/月								
虚弱な高齢者	500 円/月	—								
<p>利用方法</p>	<p>別紙のとおり</p>									
<p>申請方法</p>	<p>① 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、長寿政策課に相談してください。</p> <p>② 長寿政策課の職員と地域包括支援センターの職員が訪問し、面談します。</p>									
<p>その他</p>	<p>① 状況確認のための協力員を2人以上確保してください。</p> <p>② 通報のための電話回線は、NTT アナログ回線とします。ただし、他の回線でも利用できる場合がありますので、ご相談ください。</p> <p>③ 屋内用のため、外出時は使用できません。</p> <p>④ 認知症等で、機器の使用が困難な方にはご利用いただけません。</p> <p>⑤ 実施業者は、大阪ガスセキュリティサービス株式会社です。</p>									
<p>問合せ先</p>	<p>長寿政策課（584-5474）</p>									

## <緊急通報システムの利用方法>

- ① 通報：利用者が緊急ボタン（または相談ボタン）を押す。
- ② 応答：受信センターが応答する。  
身体の不調の内容を聴取し、対処方法を案内したり医療受診を勧めます。

（緊急性が高いと判断されたとき）

- ③ 出動要請：消防署に救急車の出動を要請します。  
→出動
- ③ 協力依頼：協力員に本人の状況の確認を依頼します。  
→状況の確認→状況の報告
- ④ 緊急連絡：緊急連絡先に通報の事実を報告し対応を依頼します。





## GPS 機器購入費等補助

事業概要	<p>認知症等により行方不明の心配がある高齢者等の位置情報を検索できる機器（GPS）の購入または賃借にかかる初期費用を補助することで、高齢者等の安全の確保・ご家族の精神的負担の軽減につなげます。</p>
対象者	<p>次の要件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 守山市内に住所を有し、在宅で生活されている方</li> <li>□ 「守山市行方不明高齢者等SOSネットワーク」に登録されている40歳以上の方</li> </ul>
補助内容	<p>○位置検索器（GPS）の購入または賃借にかかる加入料・手数料等の初期費用</p> <p>○補助金額：上限 10,000 円 ※1人につき1台・1回に限る</p>
申請の流れ	<p>① 本人、ご家族等がGPSサービス事業者へ直接申し込み（契約）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 守山市へ申請 必要書類：申請書、領収書、補助対象経費の内訳がわかる書類（契約書の写し等）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 申請内容を審査し、守山市から申請者へ交付決定通知</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 申請者の金融機関口座へ補助金交付</p> <p>※申請書は長寿政策課窓口にて配布または守山市のホームページ内に掲載しています。</p>
その他	<p>① GPS サービス事業者と契約された日より3カ月以内に申請してください。</p> <p>② GPS 機能付きの携帯電話は<b>対象外</b>となりますのでご注意ください。</p>
問合せ先	<p>長寿政策課（584-5474）</p>

# 守山市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業のお知らせ

## ♥認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは

認知症の高齢者等が、他人にケガをさせるなど法律上の損害賠償責任を負うことになってしまった場合、守山市が加入する保険から1事故につき最大1億円まで補償するものです。

保険料は、守山市が全額負担します（個人負担なし）



## ♥保険加入の対象となる人

次の①から③までを満たす方が対象となります。

- ①守山市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事前登録※に登録されている人
- ②守山市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人
- ③本人が在宅生活している人



※守山市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事前登録とは・・・

認知症等により行方不明になる可能性がある人を事前に登録し、行方不明発生時に協力機関と連携し早期発見できるように情報発信する仕組みです。地域包括支援センターで申請を受け付けています。

## ♥補償の対象となる場合

次のような場合、補償の対象となります。

- ・誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった。
- ・日常生活で他人にケガをさせてしまった。
- ・他人の財物を壊してしまった。

## ♥申込方法

申請書（ホームページでダウンロード可）を守山市長寿政策課へ提出してください。

市で対象要件の確認を行い、加入を決定します。

毎月15日を締切日として、翌月1日からの保険加入となります。

## ✕ 補償の対象外

- ・本人が自動車を運転して起こした事故による損害
- ・本人が自分の所有物を壊した時の損害
- ・訴訟になった時の弁護士費用

申込・問い合わせ先  
守山市長寿政策課(市役所1階)

電話:077-584-5474 FAX:077-581-0203

もしもに  
備えて

認知症などにより行方不明となる心配がある人のために・・・

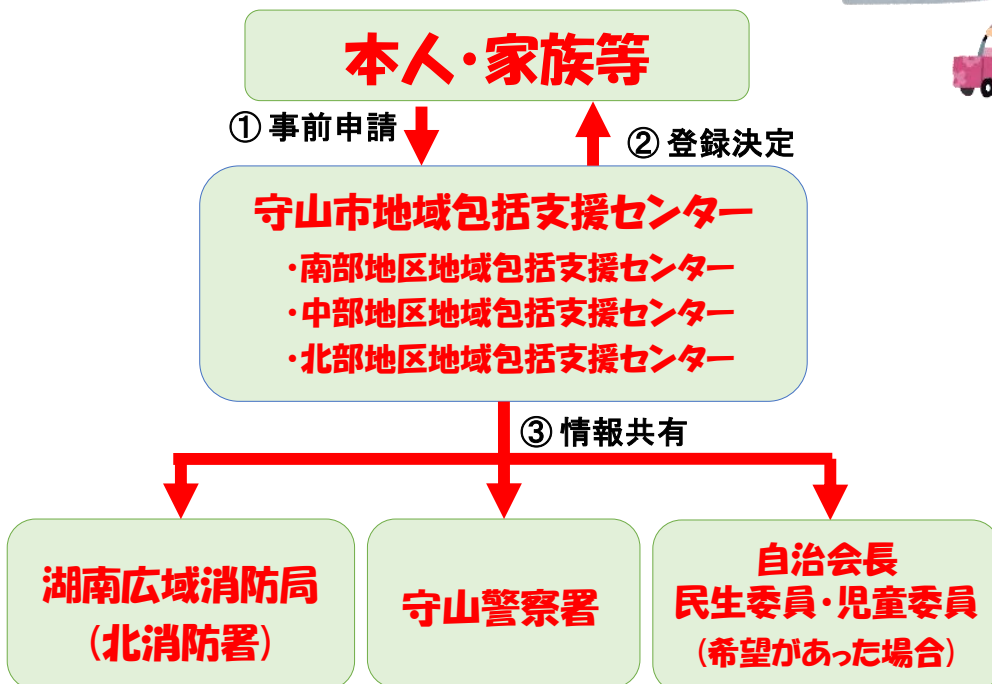
## 「守山市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク」への事前登録を

行方不明の心配がある人の名前や写真などの情報をあらかじめ市と警察署および消防署等が共有することにより、その人が行方不明になった場合に早期の対応と発見につなげることができます。

### 事前登録の申請について

対象者	○認知症などにより行方不明となる心配がある人 市内に住所があり、在宅で生活している人で65歳以上の人 または若年認知症の人
申請者	本人または家族、法定代理人
申請先	守山市地域包括支援センター ☎ (581)0330 南部地区地域包括支援センター(守山・小津学区) ☎ (585)9201 中部地区地域包括支援センター(吉身・玉津学区) ☎ (584)5519 北部地区地域包括支援センター(河西・速野・中洲学区) ☎ (516)4160
持参物	顔写真および全身写真(法定代理人の場合はそれを証明できる書類の写し)

### 事前登録申請の流れ



# アイロン名札はお持ちですか？

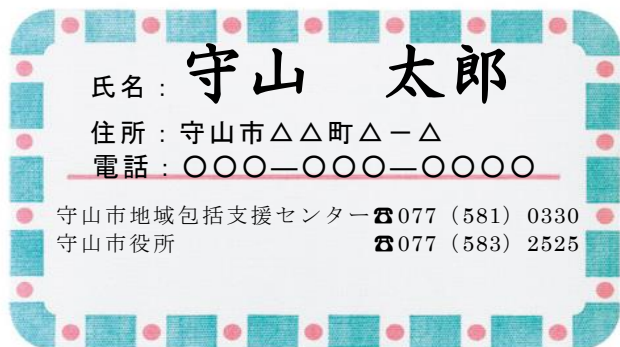
守山市では、「**高齢者が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会**」の実現を目指しています。

そこで、行方不明になった高齢者の方の早期発見・保護につなげるため、**アイロン名札を無料で配布**します。

## <申し込み・配布場所>

- 南部地区地域包括支援センター（守山・小津学区の人）  
住所：守山市勝部三丁目9-1（エルセンター敷地内）  
TEL：077-585-9201 FAX：077-585-9202
- 中部地区地域包括支援センター（吉身・玉津学区の人）  
住所：守山市下之郷三丁目2番5号（すこやかセンター内）  
TEL：077-584-5519 FAX：077-584-5363
- 北部地区地域包括支援センター（河西・速野・中洲学区の人）  
住所：守山市洲本町1353番地2（守山市北公民館内）  
TEL：077-516-4160 FAX：077-516-4080

## 見本



配布枚数は5枚です



## <お問い合わせ先>

守山市地域包括支援センター  
（守山市役所1階）

電話：077-581-0330

FAX：077-581-0203

使用方法は裏面に記載しています。参考にして下さい。

# アイロン名札の使用方法

日頃着用される衣服へ接着してください。

①名札に油性マジックで名前・電話番号を記入する。

②衣類を用意し、貼りたい場所に名札を置く。

③名札の上に、当て布（ハンカチ可）をする。

⑤接着が終わったら、温度が冷めるまで待つ。

④当て布の上から、130～150℃に温めたアイロンをあて、15秒間圧力をかけて接着する。

※材質によって貼れない場合がありますのでご注意ください。



名札を取ってしまうおそれのある方には、見えにくい所に接着しましょう。